

Necessity of Social Work for Children in School

— from the Activities of Home Consulting of Children —

Michiko Suwo

ABSTRACT

In the environments around child, the family is the most important and necessary for child development. But today the function of bringing up in family become more and more weak by the increase of single parent family, disease of mother and the disappearance of human relationship in community. The child is in the situation who can be less provided and less touched from people and environment well.

How do such children appeal their needs? In many cases, children show many difficult behaviors, in the school which spends much time, or nursery school and day care center. It is important how we do assessment of this difficult behavior, because it show the need to help her&him bring up much better.

Present, school has no function of such social work. I insist that it is necessary to practice social work which supports a child's development in a school. And we must support not only a child, but also the parents who are in loneliness and uneasiness.

Therefore I propose that school is necessary to arrange a school socialworker with school counselor.

子どものためのソーシャルワーク

— 子ども家庭相談室からスクールソーシャルワークを考える —

周防 美智子

はじめに

子どもたちの抱える問題が社会的な変化を見せだしたのは、1980年代に中学を中心に発生した校内暴力である。校内暴力を契機として子どもたちは自分の抱える問題を、学校の中で何らかの形で出現させSOSを社会に送ってきたのである。少子化現状にあるにもかかわらず、増え続ける長期欠席や情緒不安の子どもたち。これらの現象はなぜ起きるのか。また、子どもたちがなぜ多くの問題を抱えなければならないのか。学校は子どもたちの置かれている社会を映す鏡となっているといっても過言ではない。

私は、教育相談員として活動する場を得て教育現場で子どもを支援するということは本来どういふことなのかを考察する機会となった。さらに現在、子ども家庭相談室に在職することから子どもたちの現状を考察し、子どものためのソーシャルワークとはどうあるべきかを考えて現在活動しつつある。私の活動経験から言えることは、子どもたちが問題行動として発信するSOSは、学校や保育園・幼稚園で現れることが多く、その問題行動を周囲の大人がどのように受け止めるかである。不登校や不適応・虐待・非行・多動や暴力行為などで問題を起こす子どもたちは、以前言われたような一般的な学校嫌いや手に負えない子どもではなく、多くの子どもたちが家庭や地域・教育環境の悪影響で不利益を被っている子どもたちである。そこで、子どもの生活の場に問題解決を見出そうとするソーシャルワークが子どもたちとどのような位置関係を取り、子どもたちの発達や育ちをどのように支えていかなければならないかを本稿で分析考察したい。

I 子どもの現状

1 家族・地域・教育現状の変化

戦後の日本は産業の発展のため労働と生活の場を分離し、高度経済成長に伴う都市化は大量の核家族を作り上げ、また産業社会の資本主義化によって効率主義や競争主義が進み、地域の共同体としての機能を崩壊させた。こうしてできた近代の家族は地域から離れるだけでなく、社会全体の人間関係の希薄化がもたらす「家族機能の希薄化」と、その結果としての「人任せな子育て」という大きな問題を生み出した。しかし、子どもが育つ上に必要な環境はそれとは相反するものである。

「子どもが育つには他者との相互作用が必要¹⁾」である。子どもは父や母の一方的ではない働きかけの関係、相互作用の中で育っていく。自分を認めてくれる大人と他者によって認められた自分を信頼し、役割を学習し、社会に適合していく行動パターンを身につけていく。子どもの「社会化」の基本的な担い手は「父母」であり、それゆえに親子の相互作用は子どもの発達に不可欠といえる。

では、父親と母親の機能はどこにあるのだろうか。人間関係の始まりは、もちろん母と子との関係にある。この関係は、受胎し、いのちを体内で育む妊娠期にその基礎が作られているが、出産を経て、母親がまず子どもを受容し、子どもの求めを聞き取る場所から始まる。新生児は母親に依存し、母親と一体である。母親も、普通の情緒的に健康な場合は、無意識のうちに赤ん坊を自分の一部として感じ、抱きしめ育てていく。この関係が家族関係の根底にある。この時期、父親は、この母子の関係を外的から守る役割を果たす。ついで、赤ん坊と母親との一体の状態から少しずつ母子分離し、母親から自立していく過程で他者としての父親の存在が大きな役割を果たす。子どもにとって父親は他者であり、他者との関係を図るために規範を知り、守っていくことを学ぶ。すなわち、父親を通じて社会の規範を体得していくのである。母親は子どもの存在を形成し守り(holding、being、ウィニコット)父親は母親と母子関係を守り、そして子どもを社会に放つ役割(doing)を持つ。父親と母親の機能が相補って子どもの育ちに関わっていくのである。しかし、実際にはどちらかが優位であったり、片方だけであったりで父母の機能が低下していることが問題である。

また、家族と地域のつながりも、「個人主義」「個人化」が強まり、職場重視の生活から希薄になっている。地域の人々との関わりが減り、子どもの育ちにも影響しているだけでなく、以前のように地域で子どもを育てるといった意識は薄らいでいる。地域共同性という束縛から逃れ、精神的負担の軽減は大きいものの、他方、家族機能の発揮や子どもの社会性や自主性の育ちには、地域の関わりや家族以外の他者との相互作用が欠かせないものであることはいうまでもない。

子どもの社会化形成は学校・教師からも多大な影響を受けている。学校では他人と付き合ううえで家族とは異なる社会的なスキルを学ぶ。その教育環境はどのように変化しているのだろうか。社会的および物理的環境としての学校は「すべての子どもの教育上の課題と目標を支援する条件を提供しなければならない」。さらに、学校は幼児期で学んだことを基礎に、個人同士の関係、違いを認め個人の尊厳と自己評価を高めるためことが求められる。高度経済成長とともに、社会の風潮は学歴主義志向となり進学的価値が、学校に行かなければならないという学校信仰を強めることになった。また、核家族の増加により子どもの社会化形成への価値観は父母の価値観によって決定されることになり、子どもの競争意識だけが高められるなど、ストレスを抱える子どもたちが増えだした。学校教育や家庭でのストレスを持つ子どもたちは、いじめや非行などの問題行動を示すようになったり、養育機能の低下した家庭は子どもたちの問題行動に消極的な対応しか図れず、養育を放棄する傾向を強め、その分学校でのしつけを要求する事態を生み出した。こうして社会が期待する教師の役割は多様化する一方で、その役割を担いきれない状況となっている。

2 問題を抱える子どもたち

校内暴力、いじめ、不登校、学級崩壊、これらの問題は単なる学校問題ではなく、また誰がその当事者となっても不思議でない社会現象となっている。そして、問題の原因は子どもたちの変容や家庭のしつけにあるとされる傾向が強く、教育現場は責任を他所に転化しようとする方向にある。しかし、子どもの問題行動が下記の数字に見るように学校をめぐって起きていることは紛れもない事実である。しかしながら、子どもたちの変貌、子どもたちのSOSの表明をいち早くキャッチすべき教育現場が、子どもたちの変貌を視野にいれた教育方針や運営に乗り遅れたことが、子どもたちのニーズと柔軟性を欠く教育現場との間にズレを生じ、子どもたちの問題行動の増加として現われたと思われる。

(平成16年 わが国の問題行動の特徴²⁾)

①校内暴力事件(1970年代後半から見られ、80年代初頭に急増)

警察が認知した校内暴力事件は平成13年と14年の2年間連続して減少、15年より軽度の増加が見られる。

②いじめの発生件数(1980年代半ばから増加、85年には最高値)

いじめの発生学校および発生件数は多少の増減はあるものの、年々減少している。

③登校拒否・不登校(1970年代中ごろから上昇)

年々増加傾向にあったが、平成14年頃から減少している。

(平成16年度 滋賀県の問題行動の特徴)

暴力行為(表1)といじめ(表2)の発生件数は減少傾向にある。不登校(表3)については横ばい状態にある。

表1 暴力行為の発生件数(公立学校)

単位:件

	平成13年	14年	15年	16年
小学校	44	25	52	32
中学校	430	351	356	368

表2 いじめ発生状況(公立学校)

単位:件

	平成13年	14年	15年	16年
小学校	43	49	45	42
中学校	52	65	69	48

表3 長期欠席者数・(不登校数) および在籍率 (%)

	平成13年	14年	15年	16年
小学校	1010 (631)	927 (638)	880 (500)	976 (492)
小学在籍	1.18 (0.73)	1.10 (0.76)	1.04 (0.59)	1.16 (0.58)
中学校	1648 (1445)	1617 (1470)	1616 (1374)	1661 (1325)
中学在籍	3.49 (3.06)	3.63 (3.30)	3.73 (3.18)	3.99 (3.18)

注) 長期欠席とは、心身の病気・経済理由・虐待・不登校などで30日以上欠席が続く。

以上、表1、2、3の出典：滋賀県教育委員会資料2006年

これらの統計から子どもたちの問題行動を大まかに捉えることはできるものの、調査基準を各学校がどのように捉えているかで統計が変わってくることを考慮しておきたい。

不登校の統計状況からは不登校対策の成果が読み取れる。しかし、不登校の減少が本人が自ら進んで登校したものか、それとも学校へ連れてこられた結果なのかは図り知ることはできない。ただ、減少したとはいえ今も尚、全国に不登校の児童・生徒が12万2千人余りいることは確かであり³⁾、何らかの問題を抱え学校に行きたくともいけない状態に置かれている。また、不登校が問題視される裏で長期病欠欠席とされる子どもの数が増えている深刻な問題を忘れてはならない。(平成16年度滋賀県 長期病欠欠席者は不登校率より高く、小学校1.16%、中学校3.99%である。)

子どもの問題行動のどこに要因があるかを明確にするため、現在在職している子ども家庭相談室での対応ケースを参考資料として取り上げることとする。

子ども家庭相談室 H16年4月～11月末の対応ケース

T=128件による(筆者作成)

家族構成	件数	主訴内容
母子家庭	68件	ネグレクト・心身の虐待 31件
		不登校・いじめ・非行 19件
		その他 18件
父子家庭	9件	ネグレクト・心身の虐待 4件
		不登校・いじめ・非行 2件
		その他 3件
両親家庭	51件	ネグレクト・心身の虐待 31件
		不登校・いじめ・非行 5件
		その他 15件

注) ①いずれの家族構成においても、ネグレクトと心身の虐待の比率はネグレクト約8割で心身の虐待は約2割である。

②母子家庭のうち8件に母親の精神症状があり(12%)、その子どものすべてにネグレクトと不登校が現れている。また、両親家庭においては母親に3件の精神症状があり(6%)、ネグレクトは見られるが不登校はない。

③両親家庭のうち9件は義父であり、7件に心身の虐待、2件に不登校がみられる。

子ども家庭相談室での対応ケースの約6割が単親家庭であり、家族機能の崩壊・欠如が顕著に現

れている。特に、母子家庭の場合、母親が子どもを抱っこ（holding）する母親としての機能を放棄しているケースが多い。また、最近の傾向として精神症状を抱えている母親の割合が高く、平成17年度相談室での精神障害の母親対応は全ケースの17.6%を占めている。このこともまたこれらの母親が育った家族崩壊、家族機能の低下の結果と考えられる。親が精神症状を持つことで子どもの養育能力は低下する。両親が存在する家庭においては、どちらか一方の親が養育を補うことが可能であるが、単親家庭の場合は親の代わりをするものがないことから子どもが置かれる環境は悲惨なものである。

3 子どもの発達課題

人が育つ、自立していくには何が必要とされるのだろうか。それは、乳幼児期における赤ん坊と母親との一体化から始まり、それ以後の母子分離、父母関係の新たな構築、共同性につながっていくことである。

ウィニコット（Winnicott⁴⁾）は、子どもの早期の絶対的依存期における母親による赤ん坊の適応、母子同一化、その時期におけるケアの一貫性を人間が人間になるための基本的経験として重視している。それが、人が育つ、自立していくことの必要な条件として関係してくるのである。乳幼児期、とくに出産直後の絶対的依存期の子どもは母親に依存しなければ生きていけない時期であり、この時期、母親も、妊娠から出産・養育への一貫性のなかで自己の分身ともいえる子どもに集中する時期（原始的集中期）である。赤ん坊は母親と一体になる中で、自分の要求を母親から満たされる形で自我を支持され、継続的・安定的に与えられるケアを取り入れることで自我を統合し、自分を発達させていく。やがて、赤ん坊は絶対的依存期を乗り越え相対的依存期に到る。この成長とともに母親の原始的集中も解消していく。赤ん坊は必ずしも自分の要求に応じてくれなくなった母親に、今度は赤ん坊のほうから適応しようとするようになる。こうして自我は発達していく。この超早期の過程は母親と子どもの協働として存在し、人が人間として育つ基盤をつくる。とくに絶対的依存期の母子の同一化、二人でいて一人である体験は、一人でいられる能力や人間の共感性・協調性や道徳性の基礎をつくとウィニコットは述べている⁵⁾。このことは、この時期の母親の子どもへの関わり方が将来的に子どもの発達に重大に影響すると考えられるものである。赤ん坊が最初に対象として捉えるのは母親である。赤ん坊は母親としての対象との一体的な共同性と相互作用の中で、人としての共感性や人間性の基礎を育てていくのである。すなわち、この時期適切な環境を供給されず母子の同一化に失敗があった子どもは、自我形成に課題を残したまま成長していく。絶対的依存期は無事に過ぎ基礎の出来ている子どもも、2歳以降の相対的依存期に親との関わりが不十分であった場合、愛着形成不全を抱えた子どもとなる⁶⁾。そして、自己の形成や自立ができないまま社会環境に身を投げ込まなくてはならず、人間関係にトラブルを抱えるなど不適応行動が生じると考えられる。

また、野澤は「母子関係は常に母親の背後にいる父親の存在、あるいは親族の介入によって支えられなければならない。授乳する母あるいは母子関係は対外的に全く無防備であり非社会的な世界

である。母子を外敵から守りかつ社会とつなぐのは父親であり、親族、社会の役目である。こうして母子関係―母子分離―父子関係あるいは親族関係を形成・維持し支えるシステムとして家族を作り出してきたといえる⁷⁾。」と、母子関係と父親の存在、家族の存在を強調している。

4 子どもの現状と対応策

子どもが育つ環境は厳しさの度合いを増す一方である。いいかえれば、子育て環境が厳しい状態であるとも言える。地域や教育環境だけでなく、家庭環境が揺らぎ始めていることから、子どもの居場所は狭まるばかりである。Iの2で記載した資料は子どもたちが抱える問題としては氷山の一角でしかないだろう。問題は何ら問題視されない子どもたちである。問題を持っていながら、死角にいる子どもたち、支援したいが支援ができない子どもたち、例えば、周囲にいる大人たちが子どものSOSに気づかないでいたり、子どもの周囲にいる大人によって支援が拒否されたりである。

現在の児童福祉施策は、少子化の進行や子育てを支える地域での意識の希薄さなどから、子どもと親を視点に入れた児童家庭福祉支援が提唱されている。それは「子どもの育ち」の視点に立ち出生から青少年期までのトータルな取り組みが目標である。

また、滋賀県教育委員会では増加する子どもたちの問題行動に対し、道徳教育や体験学習を一層進めるとともに、家庭や地域と協力して心豊かでたくましい子どもの育成が図れるように努めるとしている（2003・12教育しが）。また、不登校対応として学校の教育相談の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置がある。しかし、学校の環境を変えたり、教育重点を変えたり、適切な登校刺激を与えるだけで子どもの抱える問題は解消されていくのだろうか。そこには子どもの権利尊重の立場に立ち、子どもの真のニーズに耳を傾け、子ども支援のために家族や地域と連携していく姿勢が必要である。

II スクールカウンセラーとソーシャルワーカー

1 子どもたちに関わる専門職

地域の中には、子どもの問題に関わる支援をしてくれる多様な社会資源が多くある。例えば、公的なフォーマル資源としては、教育センター（教育相談所）や児童相談所、福祉事務所、家庭児童相談室、児童福祉施設、警察、家庭裁判所、民生委員、児童委員、主任児童委員、病院、精神保健センター、保健所、社会福祉協議会などがある。また、インフォーマルな資源としてはPTAやNPO法人、自治会やボランティアなどがある。このように並べてみると、子どもに支援をしようとする場合、多くの関係資源の協力を得ることが出来るはずである。

学校生活をする子どもたちの場合、支援者となりうる関係機関はどこなのか現状より考えてみる。学校が関係機関と連携する姿勢は平成16年以降、大きく変わった。その理由は児童虐待防止法の改正⁸⁾と虐待が起きた岸和田事件⁹⁾である。不登校の裏に虐待が疑われること、また虐待の通告義務の2点が学校の対応姿勢を変えた。今まで、学校内での問題として対応を図っていた暴力行為

やいじめ・不登校などにも関係機関に連携を求めるようになった。少しずつであるが教育分野の扉が他の分野に向かって開きだしたのである。

教師は、学習支援者（教育者）として子どもの人間的成長と自立への支援という目的を持って子どもに関わっていくという専門職である。一般的に教育学はすべての人間がもつ「教育を受ける権利」「学習する権利」を保障し、何よりも子どもの人間的生存のために教育諸条件が整備される必要があることを主張している。しかし、その際、大人や社会の意向や視点が強く作用し、それにそぐわないものを排除したり子どもに対するアプローチの方法が与える・指導する・教育するという一方的な上から下への関わりである傾向が強くみられ、子どもと教師の相互応答関係が弱く、本来、子どもの権利の視野に立った職種でありながら、それとは距離を置く職種になっているように見られる。また、スクールカウンセラーについては、教師の視点とは違う立場で、先生と生徒のパイプ役になったり、子どものメンタルサポートをする者として子ども優位の立場で子どもと関わることを求められる。しかし、スクールカウンセラーもまた学校長の指導監督下で業務することが定められていて、その教育的枠組みによってカウンセラーの専門性や独自性が大きく制限される現状にある。スクールカウンセラーと同系列的な教育相談員の場合も、教職資格があつて相談員を行っているものが多く、教師的な視点からの関わりを拭い去れない面がある。このように、学校内の専門職は教師と同じ教育視点の関わりが強い。

学校外での関係機関には福祉・保健・医療・警察など、多くの専門分野が子どもに対し多様な視点を持って関わっている。学校内の専門家と学校外の専門家が連携することによって、多面的な視点から子どもの支援を考え実践することができる。連携することの意味は子どもの生活全体を捉えること、子どもとの関わり方、着眼点が異なるものが集まることで子どもの全体像が見え、子どもの抱える問題や支援方向を共通理解した上で、あらゆる方向からの的確な支援が図れることにある。

2 スクールカウンセラーとソーシャルワーカーの役割・方法の相違点

教師が対応しているにも関わらず、一向に減少することがない不登校やいじめが社会問題化し、1995年に文部省『スクールカウンセラー活用調査研究委託事業』によってスクールカウンセラーが学校に派遣された。

「(スクールカウンセラーの職務内容)

スクールカウンセラーは、校長の指揮監督の下、おおむね以下の業務を行う。①児童生徒へのカウンセリング ②カウンセリング等に関する教職員および保護者に対する助言・援助 ③児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供 ④その他、児童生徒のカウンセリングに関し、各学校において適当と認められるもの。」

この文部省の定めに対し、同年に学校心理士ワーキンググループがスクールカウンセラーのガイドラインを出している。内容は「教師現場の活動を援助するものであつて、代換えるものでない」

として補助と言うことを強調したり、「担任への助言と援助を優先し、本人や保護者への直接的な関わりを十分に行うものである」と、教師へのコンサルテーションが示唆されている。また「学校外の地域関連機関との連携的援助のあり方について配慮する」と、行動範囲の制限を設け、さらに守秘義務について「狭義の守秘義務を前面に出すのではなく、学校全体で守秘義務の大切さを考えていく方向を念頭に置く」こととしている¹⁰⁾。

業務内容やガイドラインからは、学校体制にあったカウンセラーの設置が前面にあり、子どもサポートのためのカウンセラーとは言いがたい。また、学校外との連携性制限や守秘義務のあり方が問題となってくる。

そこで、スクールカウンセラーとソーシャルワーカーの違いを考えてみる。

(支援の視点)

スクールカウンセラーは、個人のパーソナリティの再構成への援助に視点が置かれる。子ども自らが環境に適応し、人格発達を促すことによって子どもの不適応を改善するよう対人支援を行うものである。それに対し、ソーシャルワーカーは子どもの人権と社会的な公正、健全なパーソナリティ形成支援を理念として、不適切な生活環境を改善していくことに視点をあてた対人支援を行っていく。すなわち、カウンセラーは子どものパーソナリティ、ソーシャルワーカーは社会・生活環境にスポットをあてるという視点の範囲が異なる。

(手法・姿勢)

スクールカウンセラーは、多くは1対1のカウンセリングによる対応である。カウンセリングにおいて子どもは治療される存在として捉えられ、ある種の治療的上下関係が存在する。それに対し、ソーシャルワーカーは、子どもとワーカーとは対等な人格であることを前提として、支援関係において子どもや家族と協働することで問題解決に臨む。

(アプローチ方法)

スクールカウンセラーは、個人の内面から生じているという考え方から、あくまでも子ども（当事者）のみのアプローチ。しかし、ソーシャルワーカーは、個人と個人を取り巻く周囲の種々の環境的要因が絡み合っているという考え方から、子どもだけでなく人と人、人とシステムなどのコーディネートや他専門職・機関との連携を行う。

(情報の対応)

カウンセリングは密室での個人対応であり、個人の情報を共有することほとんどはない。しかし、ソーシャルワークは連携による対人支援を行うことから、情報を共有し共通理解のもとに連携を図っていく。ここで述べる、情報の共有が守秘義務に反することはないことを付け加えておきたい。

スクールカウンセラーとソーシャルワーカーの役割・方法の違い

(筆者作成)

	スクールカウンセラー	ソーシャルワーカー
支援の視点	個人	人権と社会・生活環境
手法・姿勢	カウンセリング・治療的上下関係	支援関係・協働
アプローチ方法	個人対応	コーディネート・連携
情報	共有せず	共通理解

スクールカウンセラーとソーシャルワーカーは子どもに対する支援方法が異なるが、それぞれの専門性が子どもの問題対応に欠くことができないことはいうまでもない。双方の相違点が明確にされることによって双方の必要性も見えてくる。

3 子どもの問題行動と対応

子どもたちの生活を脅かす要因は簡単には言うことはできない。そこにはいくつかの要因が絡み合っていることが多いからである。しかし、今まで子どもたちの問題対策に実施されてきた諸対策、例えば教師の一定の理念的子ども像に向けての生活指導・教育指導やスクールカウンセラーのカウンセリングで問題の解決ができただろうか。確かに、問題が解決され学校に適應している子どもたちも少なからずいることも事実である。だが、それだけでは解決せずいまだに問題を抱えて学校で問題行動を示す子どもたちが後を絶たないのは、問題対策に問題解決を阻む大きな要素があるからだといえる。その要因のひとつが、子どもが問題行動をとることの意味を理解せず、当事者側である子どもの性格や家族の責任に帰し、それら子ども個別のニーズや条件にアプローチし考慮する方法論をもたなかったからだといえる。こうした医学モデル的な子どもの病理に焦点を当てた対応は、子どもや家族が受動的な立場に立たされることになり、支援者との間に上下関係を作り、悪く行けば両者の間に壁を作ってしまう結果となることがある。個々人の価値や尊厳、子どもの真のニーズに対する意識が欠如した対応は、子どもたちが本来持っている力や可能性を見落としてしまう。このことが、子どもと支援者との関係を悪くし、支援を阻んできたと言える。われわれは、子どもたちの問題行動に潜んでいる人間として成長したいという育ちの切なる願いに寄り添う必要があるといえよう。

4 教育分野のソーシャルワーカー

これまで教育現場の対応で見落とされていた視点やアプローチを補うソーシャルワークとはどのようなべきか。それは、子どもを取り巻く多様な環境要因である、家族・学校・地域などに着目し変革を子ども一方に求めるのではなく、子どもの問題を解決するために必要に応じ家族や学校・地域などの環境に焦点をあて支援することである。他のアプローチと違い、子どもだけが問題視されたりするのではない。子どもの生活環境に働きかけることによって子どもが本来抱えている問題にアプローチするのである。このような視点に立ったアプローチをするためには、調整や代弁、

他専門職や機関のコーディネートや連携が必要となってくる。

ソーシャルワーカーの役割として、連携を図ることは大きな力を持つ。子どもの生活環境を視点に置くことから多方面からの連携とネットワークが必要であり、それをコーディネートするためにワーカーのアセスメントが大切となってくる。

Ⅲ 教育分野でのソーシャルワーク

1 教育現場のケース事例

ケース事例については、教育相談員として関わったケースから一般的・典型的に再構成したものである。

事例	学年・性別	子どもの状態	家族構成	家庭状況
1	中1・男子	不登校・ひきこもり（小6から行き渋り）	母・兄（高1）・弟（小6） 父方祖父母	父は本児が10歳のとき死亡。祖父母が生活実権をもつ。祖父母から登校を促される。
2	中2・男子	不登校（小1から母と離れられず同伴登校、行き渋り）	父・母・妹（小5） 父方祖父母	父は本児が幼児の頃から単身赴任。母と祖父母の関係悪く、養育の違いで言い争いが続く。幼児期の養育実権は祖母。妹にも行き渋りが見られる。
3	中2・女子	不登校	母・妹（小4）	本児が4歳のとき父母が離婚。離婚後、母は精神不安定。近くに住む母方祖母が子どもの世話をするが「孫は手がかかるだけで、かわいくない。」が口癖。
4	小1・男子	多動・不適応	母	乳児の時に父母が離婚。母は何度か同棲、結婚を繰り返す。食事は菓子かコンビニ弁当。母に交際相手がいないときは猫かわいがりされ、交際相手ができると放っておかれる。

事例1・2に共通する点は、祖父母との同居。家庭の実権は祖父母にあり、乳幼児の子育てを祖父母が行っている。そこには、祖父母が家を守り、孫を育て、父母は働くという姿があった。生活の実権が祖父母にある。それは、子どもと父母の関わりにまで波及していた。例えば、子どもが母に抱っこを求めても、母は仕事をし祖母が母の代わりに抱っこする。目の前に子どもが求めている対象があっても子どもの要求は遮断されすりかえられるのである。愛着形成の対象が祖父母と父母に分裂し、とくに父母がきちんと自分に向き合ってくれない関係が、自己存在の形成を危うくし、自立的自己形成を困難にしている。また、このような家族形態においては父親の存在は薄く、子どもに対する父親機能は低下していると考えられる。

事例3・4はともに母子家庭である。また、母親が精神的に不安定なことから養育能力は低下しているだけでなく、母親機能すら危ぶまれる環境の中で子どもは揺らぎながら不安な緊張した生活を送っている。

事例1～4は、いずれも幼少期から健全な母子関係・父子関係に不足し、自我形成に課題を抱えているケースで、教師一人では対応しきれない事例である。家庭に居場所がないから、学校で居場所を作って子どもを受け入れることは大切なことではあるが、根底にある問題を抱えたまま、生活環境が整わない状態では健全な育ちは獲得することができない。これらの事例については関係機関との連携のもと継続的な対応が必要である。

2 福祉現場のケース事例

ケース事例については、子ども家庭相談室で対応したケースを一般的・典型的に再構成したものである。

事例	学年・性別	子どもの状態	家族構成	家庭状況
1	小2・女子	ネグレクト 遅刻、欠席傾向	母	本児が5歳で父母が離婚。離婚後、母は夜の仕事につく。夜は一人で過ごし、朝食をとらず登校、本児が食事や洗濯をする。
2	小5・男子	ネグレクト 不登校	母	母親が怠惰で家事をしない。家の中はごみの山。生活保護受給。
3	小2・男子	欠席傾向	母	母親が精神障害。母親が本児に依存し学校に行かせない。生活保護受給。
4	中2・男子	忘れ物が多い	父母・兄（高2）	中学入学の頃、母が『うつ病』を発症。父が家事や養育をする。
5	小5・女子	神経症、家庭内暴力、不適応	父母・母方祖父母	母は結婚前から『統合失調症』で入退院を繰り返す。祖母が主に養育をする。

事例1は、子どもが保健室で体調不良を訴えたことから、母親のネグレクトが発覚。学校での保護者懇談や福祉事務所が行う児童扶養手当の現況届けでは母子の状況がつかめなかった。事例2も同様に、本児がクラスの子どもたちから『汚い』と言われ、欠席が続いたことで担任が家庭訪問を行い、生活状況が発覚。母親は、自分が外出するときは化粧や身支度をしていることから、福祉事務所は生活実態を把握していなかった。

事例1から4は、子どもの学校での問題行動から家庭状況が把握され、学校からの連絡を受け、関係機関が連携し継続的な対応を図っているケースである。学校での子どもの行動が単なる子ども自身の問題行動と取られていたなら関係機関との連携は図られなかった事例である。このように、スムーズな学校対応が図られたケースもあれば、何年も前から子どもはSOSを発信しているにもかかわらず、見過ごされ対応が遅れたケースも数多くある。

事例5は、家族の訴えで子どもが置かれている家庭環境や養育の問題がクローズアップした事例である。本児自身が問題行動を取っていたのは家庭内だけではなく、学校でも数年前から徐々に神経症的な行動を見せていた。しかし、学校では本児の行動は問題視されず、人の陰に隠れたおとなしい子どもで、神経症的な行動も見過ごされていた状況。

事例5のように、家族や地域から子どもの相談が子ども家庭相談室に入り、学校に連絡をとるケースも多い。地域から、学校に子どもの問題が上がることに對し学校の温度差は大きく、難色を示す学校もあれば、協力姿勢で対応する学校もあるのが現状である。

3 エコシステム視点からの関わり

子どもの育ちは、家庭での親子関係を主軸とし人と環境の相互作用の中にあり、それが不適応だと子どもの育ちは阻害される。育ちが阻害されることによって人や環境との相互作用が壊されていくことは、事例からもうかがえる。そのサポートには、ソーシャルワークの実践とエコシステム視点が求められる。

ソーシャルワーク実践について、太田は「クライアントの生活援助という人と環境の全体からなる概念を、構造的な生活領域という部分的な要素に分解してとらえ、それら相互の関係を機能的に分析することと、さらに、それらの構造・機能の時系列変容を考察することを通じてクライアントの生活を統合的に把握し、援助しようとするものである。」と述べている¹¹⁾。

またエコシステムが具体的にソーシャルワークに對しどのような機能を果たすかについて、秋山は次のように解説している¹²⁾。①ソーシャルワーク活動の対象となるのは主に人間、いわゆる対人援助が主流になるが、このときの人間理解の視点が人間の内的・心理的・人格的側面ならず、生活する人間の全体像を統合的に捉えることによって、生活する人間の実態を動的に理解する見方を示している。②人間の営みである生活は、環境との相互関係や相互作用によって成立していることを重視し、人間と環境との適合、適合関係の樹立を実践活動の方針とすることを示している。③問題といわれるものが、対象とその環境の相互関係の相克、葛藤として捉え、不適切な相互関係、相互作用に關与する。インターベションが実践活動の実質的な内容になる。④問題解決の目標は対象（人）と環境の相互変容関係であるが、同時に相互適応関係、互惠相互関係へと導くことである。人間ならび環境が付与するものは、すべからず適合的でなければならない。⑤ソーシャルワークには多種の理論や援助アプローチ、援助方法が林立しているが、それらに拘束されず、ソーシャルワークとは何をなすべきかを明瞭な援助実践の枠組みを策定する。また、ソーシャルワークは社会福祉の実践部門を主に担うが、その他の部門との関連性、相互関係の重要性を示す。⑥人間、状況、環境、ソーシャルワーク、社会福祉システム、それぞれの分析の視点を提供しながら同時に調和的統合を目指す分析・評価と統合の指針を提供する。ミクロの視点にメゾ・マクロ視点を統合することと述べている。

太田や秋山が述べるように、ソーシャルワークが人と環境全体を捉えることから、社会環境に働きかけて行くソーシャルワークによって社会問題となった子どもの問題を捉えていかななくてはならない。

子どもと環境の相互関係は子どもの健全な成長を考えたとき基本となる部分であり、とくに家族の関係は子どもの成長に重要な意味をもつ。それゆえに、ソーシャルワークの機能がもつエコシステムの視点によって、家庭を支える取り組みがなければ子どもたちの抱える問題は解消することが

出来ないといえる。

4 教育分野におけるソーシャルワーカーの必要性

わが国の学校現場では、数々の問題が多発しているにも関わらず、学校で起きた問題は福祉の対象外とされてきた傾向が強く、そのことが児童福祉の発展に歯止めをかけてきたといえる。

では、教育現場でどのような支援者がいればいいのだろうか。個人のパーソナリティに焦点をあて変容を持って解決しようとするスクールカウンセラーでは、子どもの生活環境の影響を軽視する傾向がある。また、文部科学省のスクールカウンセラーの業務内容では既存の学校運営を維持するものであって、子どものための施策とはいえない。もちろん、教師以外の専門職が学校に配置されたことは大きな変革である。しかし、現在、子どもたちに必要とされるのは子どもの権利の視点に立ち、育つ環境を捉え、よりよい環境をどう構成し提供していくのか、とりわけ子どもにとって重要な家族をどう支援するかという観点と並列した教育の新しい取り組みでのアプローチである。それは、子どもの問題をアセスメントしエコシステム視点に立って家族を支援する取り組みをするソーシャルワーカーである。

現在ソーシャルワーカーが学校とどのような連携体制かという点、それは教育・福祉という縦割りの中での関係である。福祉サイドは学校内の問題行動について、把握経路は学校からの連絡か家族（地域）からの相談でしかない。さらに、子どもの問題行動については家族（地域）から把握するよりも学校からの連絡が圧倒的に多い。すなわち、学校からの連絡がなければ子どもの問題が見えてこないのである。行政サイドのソーシャルワーカーは、連絡待ちの体制しか取れないという問題がある。

私は、教育相談員として子どもたちに関わっていた立場と現在の子ども家庭相談室からの子どもへの関わりから、教育現場にソーシャルワーカーが配置されるべきだと考える。子どもたちの問題の早期発見と早期対応ができるソーシャルワーカーが子どもたちの傍に必要である。子どもたちの対応には時間や継続的な支援が必要であり、福祉サイドのマンパワーでは対応に限界があるのが事実である。また、子どもたちへの対応や訪問を考えたとき、子どもたちの気持ちを大切にするという配慮からワーカーは「学校にいる人」「学校にいる味方」が良い。子どもたちは不登校で学校に行けなくても、学校で暴力行為を見せたとしても、多くの子どもたちは学校が好きである。好きな学校だけれど、問題を起こさなければならない現状にある。教育相談員は子どもたちにとって、「学校にいる人」であり、子どもたちの味方であった。しかし子ども家庭相談員は「学校にいない人」で、子どもの味方であっても子どもから見ると距離がある。それは、「学校」という共通性を持たない人「学校から来た人でない」＝よそ者という思いが子どもの中にあるのだろう。学校という教育視点の強い専門家の中に、子どもの権利を重視するソーシャルワーカーが入っていくことが子どものために必要である。

Ⅳ 子どものためのソーシャルワーク

1 子どもの発達を支えるもの

子どもの発達とは親との関係そのものである。子どもの発達を左右する親をどのように支援することで子どもの発達を支えていくことになるのだろうか。

例えば、母の養育不安や養育低下を起こす要因は、父母間の関係の弱さによるものかもしれない。それは夫婦間の愛情問題や経済的な問題によるかもしれない。父と子の関係の弱さは、家庭内での父親の存在が弱く明確な父親像がなかったり、逆に父の子に対する権威的権力的な関係性からもたらされているものかもしれない。そして、兄弟間の関係性の弱さは、母親の愛情差によるものかもしれない。このように考えていくと、親が子どもを育てていくには養育条件や養育環境が影響してくる。

養育条件と養育環境について野澤は次のように述べている¹³⁾。養育条件とは、養育主体としての親の条件であり、親自身の責任範囲の問題として養育が可能であるための条件である。養育環境は、社会的養育条件であるが、誰もが共有する社会的な環境といえる。養育行為に関係する要因を①親の所得や生活水準②住居等生活空間と地域環境③家族関係と親の生活時間の構成：就労と養育ケアの両立の可能性、親子で過ごす共有生活時間の可能性や長短④地域や国家・社会の養育への援助体制⑤養育に対する社会の意識⑥社会の教育・文化水準とし、養育条件として①②③を、養育環境として④⑤⑥を示している。

これらの要因が欠如したり、条件と環境のバランスが崩れたりすることによって親の養育は困難となったり、養育力の低下や養育放棄を引き起こす。すなわち、子どもの発達を阻害する。子どもの発達を支えていくために、家庭機能である養育条件と環境を整えていくことが必要である。

2 子どもの人権保障

児童権利宣言では子どもの平等権や生存権、幸福権、教育権などを盛り込み、子どもを権利の主体と認めたが、その行使は子ども自身ではなく、親や国家がそれを媒介とするとした。しかし、1989年の「児童の権利に関する条約」（以下、子どもの権利条約と略す）により子どもの見方や捉え方が大きく変わった。

まず第1に子どもの権利条約は、子どもの保護に加え有害労働や麻薬などからの保護が加わった。第2に、参政権を省く市民的権利を子どもの権利として認めていることが大きな特徴である。第3には、児童の養育および発達を父母双方の責任と明確にしている。第4に、父母の養育責任が遂行できるように国家の支援と施設など社会的資源の確保を明確にしている。

子どもの権利条約は、子どもの人権について二方向で捉えていると野澤は言う¹⁴⁾。それは、大人によって子どもに「なされるべき権利」と「子ども自身が行使する権利」の2つである。子どもの人権・権利は子どもだけで守れるものではなく、大人の支えや大人によってなされるべきことが

なされて初めて子どもの権利・人権が存在する。子どもは勝手に育つものではなく、基本的に大人によって守り育てられるべき存在である。子どもの権利が存在するためには、大人による子どもへの責任・義務・配慮が出発点になる。また、大人によって「なされるべき権利」は2つあり、ひとつは親・保護者であり、もうひとつは社会である。「なされるべき権利」とは、親や社会が子どもに対して「なすべき義務」あるいは「守るべき責任」を意味する。ゆえに、父母の養育責任は「なされるべき権利」であり、国家責任は社会からの「なされるべき権利」である。また大人が守るべき権利は、子どもが行使する権利を保障することだとも述べている。

子どもは大人によって、環境によって発達していく。子どもは大人から受けるケアや保護によって人として育っていくと同様、子どもの人権も親や環境の中で育っていくと考えられる。大人が子どもの人権に対する責任を持つことによって子どもは自分が尊重されているという体験をし、育ちの中で人権を理解し、他者の人権を知り得るのではないだろうか。子どもは大人や社会から自分の人権を守られることにより、他者の人権を守っていくことができるのである。

3 子ども家庭福祉とソーシャルワーク

現在の家族・家庭崩壊を予防するためには、家族に何らかの問題が顕在化してきた初期段階あるいは顕在化する前に、子どもを含んだ地域や社会など生活環境全体として、とりわけ家族関係を健康・健全化することが必要となってくる。これが、子どもと子どもが生活する家庭を支援する「子ども家庭福祉」の考え方である。

児童福祉は、子どもの権利条約により理念や子ども観が変わっただけでなく、対象が児童から子どもと子育て家庭（環境）へと広がった。（図1）

児童福祉と子ども家庭福祉の違い（図1）

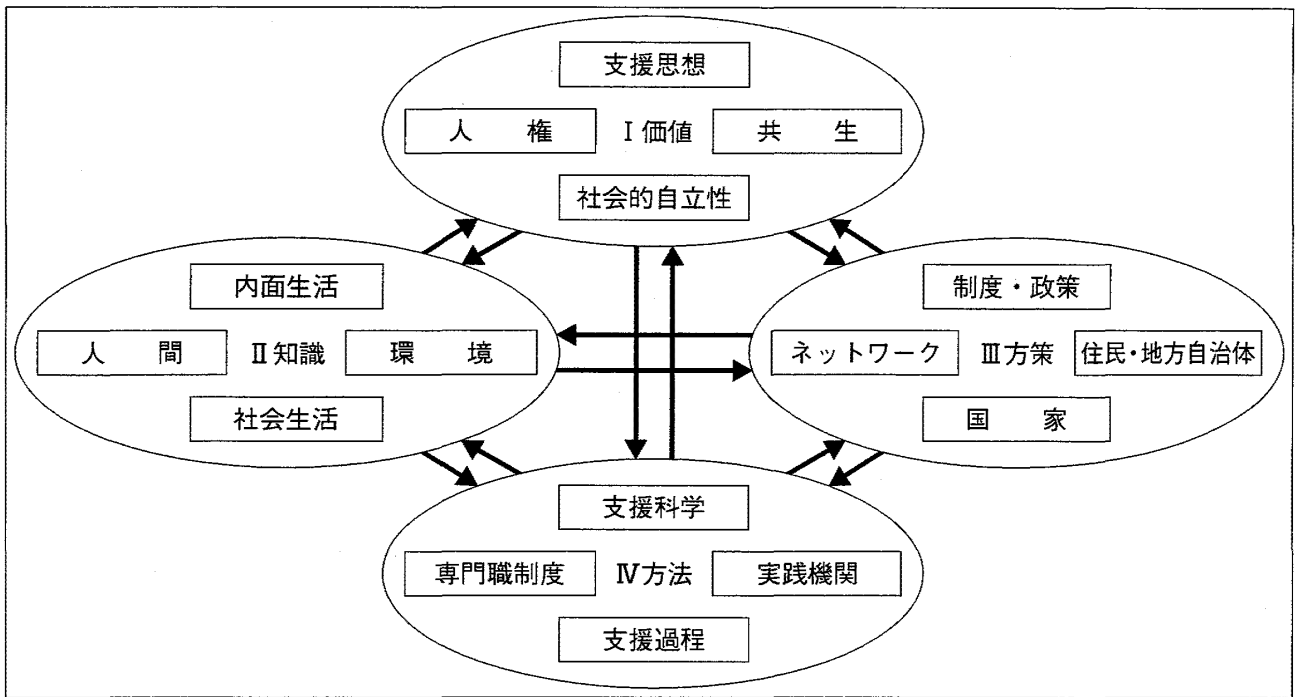
（筆者作成）

	児童福祉	子ども家庭福祉
理念	ウェルフェア（生活保障） 保護	ウェルビーイング（人権尊重・ 自己実現）子どもの利益 自立支援
子ども観	私物的・保護対象	社会的・権利の行使主体
対象	児童	子ども、親子関係、子育て家庭 地域・社会（環境）
サービス形態	供給	利用者選択の権利

子ども家庭福祉は、親を含めた社会の責任として実践される「子どものウェルビーイング」を促進させることへの支援である。そこで、子ども家庭福祉を視点としたソーシャルワークを検討する。

ソーシャルワークの実践の枠組みについて太田は実践の4大構成要素によって説明している¹⁵⁾。（図2）

図2：太田義弘 実践の枠組み



『ソーシャルワーク実践と支援過程の展開』

太田はソーシャルワークの実践は①価値②知識③方策④方法という4大構成要素から成り立ち、価値を前提に、一方では人間の社会生活をめぐる専門的な知識と他方では社会的な価値意識を反映した社会福祉の方策からソーシャルワークの実践の方法が成り立ち、各構成要素は相互に関係を持っているという。これを、子ども家庭福祉のソーシャルワーク実践に考えてみると、①価値はウェルビーイング、子どもの最善の利益、子どもの福祉増進ということになる。また、②知識については子どもの発達が人と環境の相互作用によるものであることの認識をもつこと。③方策は、すべての子どもの健全育成を目標とした児童福祉法や児童虐待防止法などがあるが、双方とも子どもの権利条約が提唱する人権保障や福祉観・子ども観が反映されていないことが今後の見直し課題としてある。④方法としては、支援の対象は子どものみならず養育困難な養育者や親にも向けられるべきで、アプローチは二元性を帯びること。そこには親の権利と子どもの権利の二律背反的対立を含むこと、それゆえその対立・矛盾を最小限にするためのスキルの開発が求められる¹⁶⁾。

「人間生活についてのトータルな視点」を「子ども」についてみると、子どもを親・家族などから切り離して実態として捉えるのではなく、子どもの生活を「内的・外的環境との相互関連性の中で統合的全体性」において捉えることをさす。子どもが結ぶさまざまな関連性の中で、家族関係が子どもの主軸になること、子どもの利益は基本的にこうした子どもの存在形式、それは子どもの権利であると太田は述べる。子どもの権利を全うさせることがソーシャルワークの知識や支援方法を方向付ける重要なものである。

すなわち、子ども家庭福祉のソーシャルワーク実践は母（親）子関係と環境関係を認識し、子どもの人権・最善の利益を価値とし方策を活用し、また方策にフィードバックしながら子どもと家庭

(家族)を支援していくことである。子どもの人権に価値を置いたソーシャルワーク実践は、子どもと家族の関係に重要性の認識をおいているからこそ、子どもと家庭への支援や取り組みの方向性が見いだせるのである。

4 子どものためのソーシャルワーク課題

子どもの生活の質、すなわち発達的生活環境を高めるには、子どもと家庭・社会の相互関係を促進し、再構築をすることにある。また、子どもが社会環境の中で他者と交流を持つとき、子どもの尊厳や個性、自己決定が高められなければならない、そこには子どものためのソーシャルワークが必要である。

しかし、わが国のソーシャルワークの社会的認知、とくに児童ソーシャルワークについては認知が低く、野澤は「戦後の児童ソーシャルワークは、要保護性の相談から措置までの過程が他職種によって分担されてきた。縦割り行政の枠の中で一機関、一施設の中での活動に閉じ込められてきた。それぞれの職種が分断・分散化していたことで、ソーシャルワークの目標や方法について共通したアイデンティティが形成されなかったのではないだろうか」と言う¹⁷⁾。現状から言えることは、子どものソーシャルワークの場合コーディネイトの機能が十分に働いておらず、関係しあう多職種が分断・分散していること、また他職種による支援の視点の違いから目標や支援方法に共通理解が示せないことに問題がある。すなわち、子どものソーシャルワークの中に多職種との連携の難しさが存在するのである。しかし、連携の難しさを乗り越えなければ、子どもの家庭や社会環境にアプローチする、子どものためのソーシャルワークは展開できないのである。

おわりに

本論では「子どものためのソーシャルワーク」がどうあるべきかを考察した。そこで、子どもが多く時間を過ごす教育現場にも子どもを支えるソーシャルワークの必要を提唱するとともに、スクールソーシャルワーカーの導入を提案する。

家庭機能が低下・家庭の崩壊が進行し、大人も子どももその揺らぎの中で生きている現状で、子どもの抱える問題は減少することはないであろう。健全な家庭機能が子どもの発達に重要であるからこそ、さまざまな家庭環境で問題を抱える子どもたちの家庭を支えながら取り組みを進めていかなければ子どもの問題は解決できない。そのためには、子どもの問題行動だけでなくエコシステムの視点から子どもを支えていくソーシャルワークが子どもたちの傍に必要である。

ソーシャルワークの最終目標は、子どもが安心して育っていく社会づくりである。「いま、子どもに何が必要か。そのためにはどのように支援していけるか。」である。

【引用文献および注釈】

- 1) 畠中宗一編『よくわかる家庭福祉』ミネルヴァ書房 2002 19～20頁

- 2) 日本子ども資料年鑑 2004 KTC 中央出版 329 頁
- 3) 文部科学省「学校基本調査」平成 17 年度 30 日以上欠席（不登校）
- 4) ウィニコット；小児科医、精神分析家、子どもと大人の両方の世界を発達の視点で見ている。遊びは発達の媒体として、ウィニコットのプレイセラピーは意味することと発達の相互関係を結合している。
- 5) ウィニコット著、牛島定信訳『子どもと家庭 その発達と病理』誠信書房 1984 1 頁
- 6) ウィニコットは、2 歳と言う年齢を重視し、2 歳以前の問題発生と 2 歳以降の問題は対象方法が違ふと述べている。2 歳以前は退行一育て直しが 2 歳以降は適切な環境の供給が問題解説になるとしている。
- 7) 野澤正子『子どもにとって家族の条件母性機能と父子機能』「現代エスプリ 442」至文堂 2004 135 頁
- 8) 平成 16 年 10 月 1 日に「児童虐待の防止に関する法律」の一部が改正。目的の改正では、通告義務の拡大から虐待の疑いも通告義務となる。
- 9) 大阪府岸和田で起きた中学 3 年生の虐待事件。学校や近隣者は虐待が行われていると気がつきながら通告に至らず。虐待死寸前で保護された。
- 10) 日本スクールソーシャルワーク協会編 山下英三郎著『スクールソーシャルワーク学校における新たな支援システム』学苑社 2003 39～40 頁
- 11) 太田義弘『ソーシャル・ワーク実践とエコシステム』誠信書房 1999 89 頁
- 12) 太田義弘、秋山薊二編著『ジェネラル・ソーシャルワーク』光生館 1999 51 頁
- 13) 野澤正子『児童養護論』ミネルヴァ書房 1991 3～4 頁
- 14) 野澤正子 講義論文
- 15) 太田義弘『ソーシャル・ワーク実践とエコシステム』誠信書房 1992 20 頁
- 16) 同書 1992 192 頁
- 17) 野澤正子『児童ソーシャルワークの系譜とアイデンティティ』「児童ソーシャルワークの理論及び展開過程の研究」児童ソーシャルワーク研究会 1999 127 頁

【参考文献】

- ・野澤正子『児童ソーシャルワークの系譜とアイデンティティ』
「児童ソーシャルワークの理論及び展開過程の研究」児童ソーシャルワーク研究会 1999
- ・野澤正子『児童養護論』ミネルヴァ書房 2002
- ・D.W.ウィニコット著 野中猛・渡辺智英夫訳『ウィニコット入門』ウィニコット著作集別巻2
岩崎学術出版社 2001
- ・D.W.ウィニコット著 牛島定信訳『子どもと家庭』その発達と病理 誠信書房 1984
- ・太田義弘『ソーシャルワーク実践と支援過程の展開』中央法規出版 1999
- ・太田義弘・秋山薊二『ジェネラル・ソーシャルワーク』光生館 2002

- ・ 太田義弘『ソーシャル・ワーク実践とエコシステム』誠信書房 1992
- ・ 山下英三郎『エコロジカル子ども論』学苑社 1999
- ・ 日本スクールソーシャルワーク『学校におけるソーシャルワークサービス』学苑社 2001
- ・ 畠中宗一編『よくわかる家庭福祉』ミネルヴァ書房 2002
- ・ 高橋重弘、山縣文治編『子ども家庭福祉とソーシャルワーク』有斐閣 2002